

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表  
第1表 接続料金  
2 料金額  
2-1 端末回線伝送機能  
2-1-1 基本額  
2-1-1-1 基本料

料金表  
第1表 接続料金  
2 料金額  
2-1 端末回線伝送機能  
2-1-1 基本額  
2-1-1-1 基本料

区 分		単位	料金額	備考
(1)～ (4)-2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 2-3 欄で接 続する 場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線 により伝送 を行う機能 (1.536 Mbit/sの符 号伝送が可 能なものに 限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの 1回線 ごとに	8,625円	—
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの 1回線 ごとに	8,625円		

月額

2-1-1-1の2 (略)

区 分		単位	料金額	備考
(1)～ (4)-2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 2-3 欄で接 続する 場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線 により伝送 を行う機能 (1.536 Mbit/sの符 号伝送が可 能なものに 限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの 1回線 ごとに	7,541円	—
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの 1回線 ごとに	7,541円		

月額

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-2 加算料

区 分				単 位	料金額	備 考	
(1) (略)				(略)	(略)	(略)	
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の 区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	517円		
			② 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	517円		
			③ ①②以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	533円		
		(4) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しない	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	523円	
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	523円	
				C AB以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	539円	
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	517円	
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	517円	

2-1-1-2 加算料

区 分				単 位	料金額	備 考	
(1) (略)				(略)	(略)	(略)	
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の 区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	513円		
			② 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	513円		
			③ ①②以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	528円		
		(4) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しない	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	519円	
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	519円	
				C AB以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	535円	
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	513円	
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	513円	

	もの	等されているもの	C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	533円	
	イ (略)			(略)	(略)	_____

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（年0.82%の割合で計算し、複利計算を行うもの）とします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
(2)～(3) (略)	(略)

附 則（平成30年6月15日西設相制第2号）

1～6 (略)

7 (略)

ア 基本料

		月額			
	区分	単位	料金額	備考	
(1) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	14,346円	_____	
	6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	21,962円		
	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	24,580円		
	12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	27,436円		
	15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	30,292円		
	18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	33,148円		
	21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	35,766円		

	もの	等されているもの	C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	528円	
	イ (略)			(略)	(略)	_____

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（年0.76%の割合で計算し、複利計算を行うもの）とします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
(2)～(3) (略)	(略)

附 則（平成30年6月15日西設相制第2号）

1～6 (略)

7 削除

中第5-2欄で接続する場合)	るための装置に限り、及び端末回線により伝送を行う機能	24Mbit/sの符号伝送が可能なもの		1回線ごとに	38,622円		
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの		1回線ごとに	41,478円		
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの		1回線ごとに	44,334円		
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの		1回線ごとに	46,952円		
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの		1回線ごとに	49,808円		
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの		1回線ごとに	52,664円		
		42Mbit/sの符号伝送が可能なもの		1回線ごとに	55,520円		
(2) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	2芯式のもの	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,602円	
				② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	4,852円	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,602円		
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	4,852円		

イ 加算料

区分		月額			
		単位	料金額	備考	
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	2芯式のもの	ア 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	354円	
		イ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	338円	

附 則（令和元年 6 月 25 日西設相制第 6 号）

この改正規定は、令和元年 6 月 25 日から実施し、料金表の料金額及び別表 4 の違約金の額については、平成 31 年 4 月 1 日に遡及して適用します。